

市民コメントで寄せられた意見及びその対応一覧

1. 市内 60歳代 女性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
1	P. 93	(2) 啓発・広報活動の充実	紙媒体の「障害者のてびき」や坂戸市のホームページなどで、高次脳機能障害についての啓発・広報や、相談先の情報を周知してください。	障害者のてびきにおいて、高次脳機能障害のある方及びそのご家族からの相談先として、埼玉県障害者高次脳機能障害者支援センター及び高次脳機能障害ピア・カウンセリングを周知しているところです。ホームページにおいても同様に周知を図ってまいります。
2	P. 52	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という表記を「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してください。	御意見を踏まえ、「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と修正いたします。
3	P. 59	④自立訓練	自立訓練（機能訓練）の対象に、身体障害のない高次脳機能障害も含まれるようになったことを記してください。	障害のある方がどのような制度を活用できるか、適切に周知することは重要であると考えており、P. 93に「障害者制度の理解促進」として、障害者のてびきの配布を記載いたしました。障害者のてびきとともに、厚生労働省や県のホームページ、パンフレット等を活用し、各種制度について適切な説明を行ってまいります。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
4	P. 72	相談支援の充実	<p>例えば以下のような形で相談支援の充実を図っていくことを記してください。</p> <p>脳卒中後遺症で高次脳機能障害となった介護保険サービス優先となった第2号被保険者への対応なども想定して、坂戸市内の方の支援に携わる介護保険関係者や、埼玉県総合リハビリテーションセンター内に設置されている高次脳機能障害者支援センターとも連携しながら、高次脳機能障害との診断に早期につながる体制を整備するなど、高次脳機能障害者への相談支援体制の充実・強化を図ります。</p>	<p>高次脳機能障害のある方を含め、障害のある方への相談支援において、関係機関、医療機関等との連携が大切であると考えております。</p> <p>関係機関等とより連携できる相談支援体制の充実・強化を図るため、P. 52に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、P. 56に「相談支援体制の充実」を記し、目標値を設けたところです。この目標を踏まえ、今後とも相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>
5	P. 87	基本目標6「福祉のまちづくり」の推進	<p>高次脳機能障害のある人が、例えば68ページに記されている「⑧移動支援事業」を活用できることなどを計画に記してください。</p>	<p>障害のある方がどのような制度を活用できるか、適切に周知することは重要であると考えており、P. 93に「障害者制度の理解促進」として、障害者のてびきの配布を記載いたしました。今後とも、各種制度の内容について、障害者のてびきやホームページを活用し、周知を図ってまいります。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
6	P. 91	見守りキーホルダー配布件数	高次脳機能障害児者が対象であるならば、その旨、パンフレットやホームページで周知していくこと、対象でなければ、対象になるよう検討していくことを計画に記してください。	見守りキーホルダーについては、障害や障害の疑い等により、見守りが必要な方を対象としており、高次脳機能障害により見守りが必要な方も対象となっております。障害の種別によらず、障害等により見守りが必要な方が対象である旨を周知したいため、現在のホームページでの記載を継続させていただきます。 なお、高次脳機能障害等により見守りが必要な方に周知できるよう、ホームページ等での周知の他、相談支援事業所等への周知も行ってまいります。
7	P. 70	②その他の地域生活支援事業	高次脳機能障害者の自動車運転再開について、今後、支援策を検討していくことを計画に記してください。	障害のある方の外出を支援するため、自動車改造費の助成、自動車燃料購入費の助成、自動車運転免許取得費の助成等を行っております。 高次脳機能障害のある方の自動車運転再開に向けた支援にあたっては、相談支援事業において、関係機関、医療機関と連携し、支援を行ってまいりたいと考えております。
8	全体	障害児福祉計画	高次脳機能障害児が、発達障害の陰に隠れ、支援から漏れることがないよう、職員への啓発など、何らかの施策を計画に記してください。	職員が障害について理解を深めることは大切であり、県が実施する研修へ参加してまいりたいと考えております。そのため、P.56「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に「県が実施する研修への参加人数」を記し、目標値を設けたところです。この目標を踏まえ、今後とも障害福祉サービス等の質の向上に努めてまいります。